

「和光市企業市民認定」応募要領

1 趣旨

市民とともに地域の社会活動を行う企業を「和光市企業市民」として認定することにより、企業の自発的な企業市民活動の推進を促し、もって、市、市民及び企業による協働のまちづくりに寄与することを目的とします。

2 応募対象

市内で事業活動を行う法人又は個人の事業所を対象とします。

3 応募内容

次に掲げる区分について社会活動を行っている内容及び、企業市民活動に関する宣言を記していただき、応募してください。（社会活動は、2 つ以上の区分が該当していることが必要です）

区分	活動事項
防犯・防災	防犯活動、災害時等における復旧活動や物資供給活動、地域消防活動や防災に関する活動
環境保全	事業系ごみの適正処理又はごみの減量化に関する活動、エコ活動や環境美化活動
青少年健全育成・教育	青少年健全育成活動、教育活動
まちづくり・地域コミュニティ	自治活動、まちづくりに関する活動、地域コミュニティ活動、ユニバーサルデザインの普及に関する活動
子育て・男女共同参画	子育て支援に関する活動、ワークライフバランス又は男女共同参画等に関する活動
社会福祉	高齢者又は障害者に対する社会福祉に関する活動、高齢者又は障害者の雇用に関する活動
産業振興	市民の雇用に関する活動、市内事業者との取引に関する活動、地産地消に関する活動
その他	交通安全活動、ボランティア活動、食品ロスの削減に関する活動

4 応募方法

和光市企業市民認定申請書（様式第1号）に、所要事項を記載の上、次

に掲げる書類を添えて、ご応募ください。

なお、その他市長が必要とする書類を提出していただく場合があります。

- ・ 社会活動を実施していることがわかる書類

5 募集期間

毎年、4月1日～4月14日 ※土日・祝日を除きます。

6 認定等

- ・ 市は、認定審査会による審査を経て認定企業を決定します。
- ・ 電話等で社会活動の内容等についてお話を伺わせていただくことがあります。
- ・ 認定の証として認定証書を交付します。また、市のホームページ等で公表します。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、除きます。

- ・ 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- ・ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- ・ その他その使用が著しく不相当であるとき。
- ・ 認定期間は4年間とする。
- ・ 認定を辞退するときは、和光市企業市民辞退届出書を提出してください。
- ・ 次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとします。

認定を取り消された企業は、和光市企業市民認定書を返還していただきます。

- ・ 更新を行わなかったとき
- ・ 和光市企業市民辞退届出書を提出したとき
- ・ この応募要領に違反したとき
- ・ 市長が企業市民として不相当と認めたととき

※ 認定期間中であっても、企業市民制度の見直しにより認定の変更がある場合があります。

7 応募先及び問い合わせ先

〒 351-0192 和光市広沢1-5

和光市 市民環境部 産業支援課 産業育成支援担当

電話 048-424-9114（直通） F A X 048-464-1192

電子メール c0300@city.wako.lg.jp

ホームページ

<https://www.city.wako.lg.jp/jigyosha/kigyo-shien/1003419/1003425/index.html>